

議案第 4 7 号

和解及び損害賠償額の決定について（追認）

次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本 靖也

- 1 事故発生日時 令和 4 年 7 月 1 6 日 1 7 時 2 5 分頃
- 2 事故発生場所 山都町二瀬本 1 1 2 4 番地 東北東方 5 0 0 メートル先
路上
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、消火活動のため出動していた消防
積載車が、見通しの悪いカーブに進入した際に対向車と衝突
し、車体に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 3 4 6 , 5 0 0 円
- 6 和解事項 今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外におい
て一切異議申し立て、請求を行わない。
- 7 和解日 令和 5 年 1 月 1 8 日

（提案理由）

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。